

ID: 51

担当部署: 教育委員会 社会教育課

処分の概要	民俗資料館の見学の許可		
例 規 名 根 拠 条 項	聖籠町民俗資料館設置条例 第2条		
例 規 番 号	昭和55年 条例第22号		
<p><b>【根拠条文】</b>                      (入館手続)                      第二条 民俗資料館を見学しようとする者は、事前に見学の月日、時間、人員等を聖籠町教育委員会(以下「教育委員会」という。)に連絡し、許可を受けるものとする。</p> <p><b>【基準】</b>                      休館日を除き、見学が困難となるような多人数でない限り許可している。</p>			
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	平成22年4月1日	最終変更年月日	年 月 日